

添付書類についての諸注意

○ 土地証明(売買契約書の写し、登記簿謄本の写し)

- ・ 土地証明書は**原本**を、売買契約書の写し・登記簿謄本の写しは**コピー**で結構です。
※公印が押印してあるものがが必要です。インターネット上の公印ないものは不可
- ・ 売買契約書の写しの場合は、申請地の地番と売主・買主が分かるものとしてください。
- ・ 土地区画整理地内の場合は、仮換地を証明する書類を添付してください。

○ 確認済証の写し

- ・ **確認済証のみ添付してください。**申請書などは不要です。

○ 道路工事執行許可書の写し

- ・ 下水道の工事と同時に施工する場合は不要です。その際は、主任技術者書類審査調書にその旨を記入してください。
- ・ **国道、県道において施工する場合の占有申請については、個人名義では受け付けていないため、水道課が町名義で申請します。占有申請は給水装置申込の前に行なうので事前に以下の書類を県・国と協議後、提出してください。**

【・名義借用願・念書・位置図・平面図・断面図・保安施設状況図

(名義借用願、念書は申込者と工事店の連名とする。平面図、断面図、保安施設状況図については**3部**提出してください。)】

○ 口座振替依頼書

- ・ 金融機関で受け付け済のものを添付してください。金融機関の**受付印**が無いものは無効です。
- ・ 町役場用の控えは金融機関から送られるまでに時間がかかるため、急ぐときは**申込者控のコピー**でも構いません。

○ その他

- ・ **特殊な申請等わからないとき…水道課と打合せを行ってください。**
- ・ **住宅用メーター口径が13mm…水量が不足しても異議を申し立てない旨の念書を添付してください**
→業者で念書を記入した事例が有り、今後13mmの申請は相当の理由が無ければ受け付けませ
(令和6年4月～)
- ・ 口座作成が間に合わず納付書で納入するとき…口座を作成したい口座振替依頼をする旨の念書を添付してください。
- ・ 受水槽または二世帯住宅の量水器を申請する場合は、水量計算書を添付してください。